

平成22年3月 守口市教育委員会定例会

○ 日 時 平成22年3月29日(月) 10時00分～11時44分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室

○ 出席者

教育委員

委員長職務代理者	中 出	政 吉
委 員	奥 田	吾 朗
委 員	安 藤	佳 江
委 員(教育長)	藤 川	博 史

事 務 局

教育次長	入 江	利 廣	管理部長	楠 本	隆
指導部長	船 越	良 修	総務課長	村 田	康 博
教育施策推進課長	多井中	慶 司	学校教育課長	大 野	友 己
教育・人権指導課長	永 井	竜 二	生涯学習課長	南	文 裕
スポーツ・青少年課長	松 岡	千代和	放課後子ども課長	辻 本	弘
教育センター長	福 岡	知 子			

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第8号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する  
規則案について

議案第9号 守口市教育委員会事務決済規程の一部を改正する規程案について

【説明要旨】

議案第8号守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則案と関連する議案9号  
守口市教育委員会事務決済規程の一部を改正する規程案について、一括説明

市の機構改革で、新たに滞納債権管理室が設置されるのに伴い、徴収債権の引き継ぎを行い、同室で滞納対策を行うため必要となる所要の規則改正を行うもの。

改正内容は、内部組織に関する規則第5条「部、課及び係りの事務分掌」の管理部総務課11項「奨学資金に関すること」に（滞納債権管理室が分掌するものを除く。）を加えるもの。また、生涯学習部放課後こども課第1項「もりぐち児童クラブに関すること」に（滞納債権管理室が分掌するものを除く。）を加えるもの。

**【審議状況】**

滞納債権管理室の職務内容、奨学資金と児童クラブ徴収金の具体的滞納等について質疑討論を経て原案のとおり議決

議案第10号 守口市就学援助費に関する認定基準額の改正案について

**【説明要旨】**

就学援助費の認定基準額は、平成20年度より総務省統計局による全国消費者物価の動向を加味した中で毎年度見直しを行い、生活保護基準を下回らないよう設定しており、平成22年度においても平成22年1月分の全国消費者物価指数前年同月比をもとに見直しを行い、同物価指数減少分1.3%を減額しようとするもの。

改正後の就学援助費認定基準額については、平成21年度の同基準額の所得額を1.3%減額し、給与所得控除後の給与等の金額表を用いて算出。これにより、就学援助費認定基準の前年度比は、標準4人世帯の所得額で3万5,200円の減額となる。

なお、改正後の就学援助費認定基準額は平成22年4月1日からの施行とするもの。

**【審議状況】**

就学援助の実態等、質疑討論を経て原案のとおり議決

議案第11号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動案について

人事案件につき、関係者のみで審議。原案どおりに議決